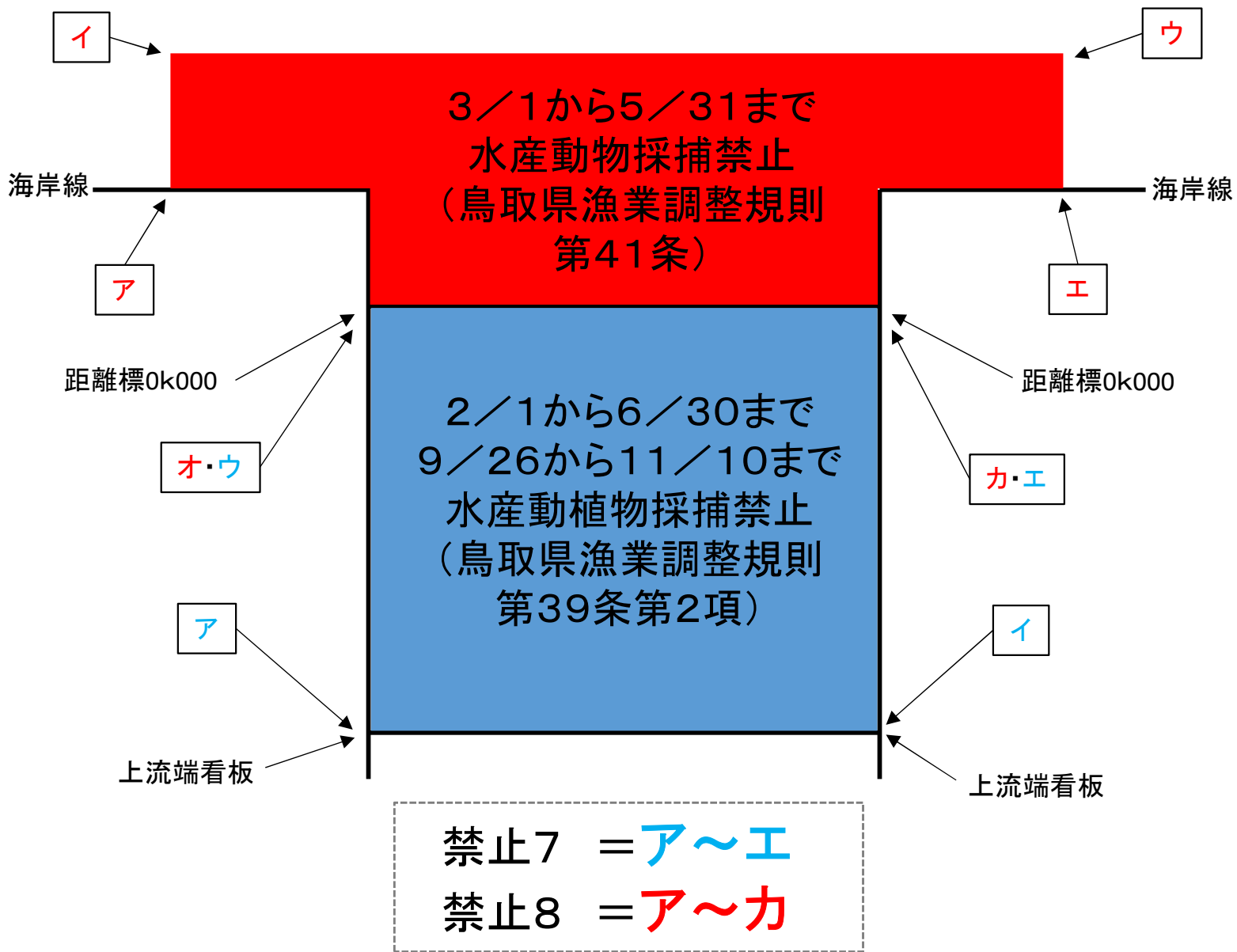


注意して下さい！



日野川において、上図の区域及び期間の水産動物等を採捕する行為は禁止されています。

もし採捕行為をした場合、漁獲物の有無に関係なく罰せられる場合(6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又は併科)がありますので注意して下さい。

鳥取県漁業調整規則

(河口付近における採捕の制限)

第41条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域において、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、水産動物を採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

河川の名称	禁止区域	禁止期間
日野川	次に掲げるアの点からエの点までを順次に直線で結んだ線及びエの点とアの点を直線で結んだ線により囲まれた水域及び最大高潮時海岸線以南、次に掲げるオの点とカの点を結んだ直線以北の水域 ア 北緯35度27分27秒 東経133度22分16秒の点 イ 北緯35度27分29秒 東経133度22分17秒の点 ウ 北緯35度27分25秒 東経133度22分39秒の点 エ 北緯35度27分23秒 東経133度22分39秒の点 オ 北緯35度27分22.7秒 東経133度22分19.6秒の点 カ 北緯35度27分20.6秒 東経133度22分33.6秒の点	3月1日から 5月31日まで

鳥取県漁業調整規則

第39条

(禁止区域等)

2 何人も、次の表の左欄に掲げる河川又は湖沼のうち同表の中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表の右欄に掲げる 期間中、水産動植物を採捕してはならない。

河川又は湖沼	禁止区域	禁止期間
日野川尻	次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線以南の水域 ア 北緯35度27分1.8秒 東経133度22分12.3秒の点 イ 北緯35度26分58.9秒 東経133度22分26.5秒の点 ウ 北緯35度27分22.7秒 東経133度22分19.6秒の点 エ 北緯35度27分20.6秒 東経133度22分33.6秒の点	2月1日から 6月30日まで 及び9月26日 から11月10日 まで